

○ 通商産業省告示 第五十二号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第二十条第五項の規定に基づき、がん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準を次のように定めたので、告示する。

昭和四十九年二月十五日

通商産業大臣 中根康弘

一 隔壁は、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎で堅ろうにすること。

二 隔壁は、建物の両側に一メートル以上張り出し、かつ、がん具煙火貯蔵庫の屋根の表面（屋根の張り出し部分にあつては、屋根の表面を延長した面）から五十センチメートル以上高くすること。

三 隔壁の厚さは、鉄筋コンクリート造の場合にあつては、十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の場合にあつては、十五センチメートル以上とすること。